

**被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）**  
**業務委託企画プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本事業は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※1）及び浜通り地域等 15 市町村（※2）のイノベ構想に関わる拠点等（※3）を巡るツアーを催行することで、福島県の復興状況や魅力を発信し、特に県外からの訪問、交流人口の増加につなげることを目的とする。

(※1) 福島県内の震災伝承施設 震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）に登録されている、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設 (参考 URL <a href="https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html">https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html</a> )
(※2) 浜通り地域等 15 市町村 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
(※3) イノベ構想に関わる拠点 「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトで、拠点となる施設が供用されている (参考 URL <a href="https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list">https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list</a> )

**2 業務概要**

(1) 委託業務名

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）

(2) 業務内容

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）業務委託仕様書のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）までの期間

(4) 委託費の上限

8, 073, 000 円（消費税及び地方消費税込み）

**3 企画プロポーザルに係る事項**

(1) プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 福島県内に本社又は支店、営業所を有する者であること。

イ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- エ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - カ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
  - キ 募集開始からプロポーザル審査の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
    - (ア) 役員等（法人の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
    - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
    - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
    - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
    - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
  - コ 福島県の県税を滞納している者でないこと。
  - サ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 実施要領等の入手方法
- 実施要領及び各様式等については、福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（以下、「生涯学習課」という。）のホームページからダウンロードして入手するものとし、生涯学習課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

#### 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けるものとする。

(1) 受付期限

令和4年8月5日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、生涯学習課宛てに電子メール又はFAXにより提出する

こと。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、生涯学習課のホームページに随時公表する。(個別の回答は行わない。)

## 5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）業務委託企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）と会社概要（第3号様式）を提出期限までに生涯学習課に提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないものとする。

(1) 提出期限：令和4年8月10日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法：郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分とする。

## 6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5. 参加表明書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに生涯学習課に提出すること。

(1) 提出期限：令和4年8月18日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法：郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分とする。

(3) 企画提案書等

ア 被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）業務委託企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）の写し

※「5. 参加表明書の提出」にて提出した表明書写しを提出すること。

イ 企画提案書及び工程表（任意様式、ただし、日本産業規格A4判とする。）

ウ 事業経費積算書（任意様式、ただし日本産業規格A4判とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

ケ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

(4) 提出部数

ア～カ…5部（正本1部、副本4部）、キ・ク・ケ…1部（正本1部）

## 7 企画提案書の内容

企画提案書には、被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）業務委託仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書に記載されている委託業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 今後のツアー造成等につなげるため、効果的かつ具体的な提案を行うこと。
- (3) 仕様書に記載された業務内容のほか、本事業の目的達成に資すると思われる独自の提案を行うことは可能とする。

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められた場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

### (2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ないものとする。

### (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

### (5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- エ 提出された企画提案書等にかかる第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

## 9 企画プロポーザルの審査及び契約締結手続きに関する事項

プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定し、契約締結の手続きを行うものとする。（審査基準は下記参照）

- (1) 審査の方法  
 県が設置する審査会により審査基準に基づく審査を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を契約候補者として選定するものとする。
- (2) 審査会  
 企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。
- ア 開催日時（予定）  
 令和4年8月22日（月） ※時間等詳細については、後日連絡を行う。
- イ 所要時間  
 提案内容について、15分間以内の説明と10分間程度の質疑を実施する。
- ウ 審査基準及び評価基準  
 別紙1「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）業務委託公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」参照のこと。
- (3) 通知等
- ア 審査結果  
 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- イ 審査結果に関する説明請求  
 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して2週間以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。
- (4) 契約の締結等
- ア 仕様書の協議等  
 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もあることに留意すること。
- イ 契約金額の決定  
 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。
- ウ その他  
 契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合や、契約候補者が契約を辞退した場合等は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議するものとする。

## 1.0 公募方法とスケジュール（予定）

- (1) 公募方法  
 福島県ホームページにより公募する。
- (2) スケジュール（予定）

日 程	項 目
令和4年8月 1日（月）	公募開始

令和4年8月 5日（金） 17時まで	質問書の提出期限
令和4年8月10日（水） 17時まで	プロポーザル参加表明書提出期限
令和4年8月18日（木） 17時まで	企画提案書提出期限
令和4年8月22日（月）	審査会
令和4年8月23日（火）	審査結果通知
令和4年8月下旬（予定）	契約締結

※審査会の開催時期については変更になる可能性あり。

#### 1.1 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部文化スポーツ局生涯学習課（担当：久保川）

電話：024-521-7784 FAX：024-521-5677

E-mail：shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp